

標題 : 消防庁通知「緊急消防援助隊として出動した消防職員に対する手当の支給について」
発信番号 : 自治労情報2024第0148号
発信日付 : 2024年8月2日
宛先(団体) :
宛先 : 各県本部委員長様
送信者(団体) : 全日本自治団体労働組合
送信者 : 中央執行委員長 石上 千博

消防庁は8月1日、通知「緊急消防援助隊として出動した消防職員に対する手当の支給について」を発送しました。これはこの間の岸真紀子組織内参議院議員による国会での質疑を受けたものであり、消防庁として各消防本部への調査結果を踏まえて、緊急消防援助隊として派遣された際に、同手当を支給するよう「適切に対応」するよう助言するものです。

具体的には、緊急消防援助隊は「大規模災害の被災地において、災害対策基本法に基づく避難指示エリア等の危険な区域を含む過酷な環境の下、救助活動等の危険を伴う業務に従事するもの」であるため、国家公務員における人事院規則9-30(特殊勤務手当)【資料別添1】第19条第3項第3号に該当する割増が適用される場合があることも勘案して、国家公務員等との待遇の均衡が図られるよう支給の検討をできるだけ速やかに行うことを求めています。

上記の緊急消防援助隊の出動要件及び倒壊家屋などの危険な場所、区域において行われる活動実態から、基本的に割増(2,160円/1日)が適用されますので、これを下回るあるいは手当を支給していない自治体においては条例化等の対応をとる必要があります。

なお通知中、3にあるように、財源については国庫負担等により措置されています。

この通知に基づき、各県本部、単組においては、以下の点について対応をお願いいたします。

- ・県消協、単協との情報共有
- ・頻発する自然災害、特に台風の時期を迎えることを踏まえ、9月議会における消防職員の災害応急作業等手当についての規定整備にむけた取り組み

- ・手当額については国基準(人事院規則第19条第3項第3号に基づく2,160円)以上とすること
- ・2024年1月1日(能登半島地震発災日)に遡及適用して支給すること
- ・自治体職員への災害応急作業等手当にかかる条例対応がまだのところについては、あわせて取り組みを行うこと

添付ファイル :
消防消247号・消防広188号 緊急消防援助隊として出動した消防職員に対する手当の支給について(通知).pdf

【別添1】人事院規則(抄).pdf

【別添2】緊急消防援助隊の派遣に係る手当の支給状況調査結果.pdf